

結婚式・披露宴・会食会・会費制パーティー・フォトウェディングに関する約款

この約款は、結婚式・披露宴・会食会・会費制パーティー・フォトウェディングを行おうとするお客様と当ホテルとの相互の信頼を高め、結婚式・披露宴を円滑に執り行うことを目的として作られたものです。
この約款の解釈・運用はお客様及び当ホテル双方の利益を考慮して行われます。

第1条 [契約の成立]

申込者の署名及び当ホテル所定の申込金（10万円）のお支払いをもって契約は成立します。

第2条 [結婚式・披露宴時間の設定と時間変更]

結婚式及び披露宴会場の使用時間は、予め取り決めた時間内とさせていただきます。
披露宴の所定時間は2時間30分となっておりますが、これをお客様の都合により超過した場合は、超過料金を頂戴致します。超過時間は30分までを上限とし、その料金として50,000円（サービス料、消費税別）を申し受けます。
なお、次の会場使用時間との関連で、使用時間の超過に応じられない場合もございます。

第3条 [人数確定後の変更]

当ホテルが指定した日時に最終確定した人数より、披露宴に出席されるお客様の人数が減少した場合であっても、既に発注その他手配が完了している商品についてはその料金を頂戴致します。

第4条 [お客様による衣裳・引出物等の手配]

衣裳・引出物等をお客様の都合でご用意される場合については、下記のように取り決めさせていただきます。
(衣裳・美容)
当ホテル指定店以外の衣裳店・美容室をご利用の場合は、以下のように別途衣裳持ち込み料・美容師入館料を申し受けます。
・当日衣裳持ち込み料 1点につき100,000円（消費税別）／当日美容師入館料 100,000円（消費税別）
・前撮り衣裳持ち込み料 1点につき30,000円（消費税別）／前撮り美容師入館料 30,000円（消費税別）
(引出物・引菓子・口取り)
・当ホテル指定店以外から引出物・引菓子・口取りをお持ち込みの場合は、持ち込み料として1個につき500円（消費税別）を申し受けます。

第5条 [お客様による装飾・余興等の手配]

装飾・余興等をお客様の都合で業者に直接ご手配される場合は、結婚式・披露宴を円滑に行うため、事前に当ホテルと調整した上でお願い致します。
なお、装飾のうち装花をお客様の都合でご用意される場合については、装花持ち込み料として100,000円（消費税別）を申し受けます。

第6条 [お客様によるスナップ写真・ビデオ撮影等の手配]

スナップ写真・ビデオ撮影等をお客様の都合で業者に直接ご手配される場合は、挙式・披露宴を円滑に行うため、事前に当ホテルと調整した上でお願い致します。
なお、結婚式場（チャペル・婚儀殿）内での当ホテル指定業者以外による撮影は一切お断りしておりますので、予めご了承願います。

第7条 [費用の支払期日]

概算の見積金額を、結婚式・披露宴・会食会・会費制パーティー・フォトウェディング開催日の3～2週間前を目途に行われる最終打ち合わせ後に提示させていただきます。
最終確定金額は終了後お送りする請求書によりお知らせいたしますので、開催日より2週間以内に現金または銀行振込によりご精算するものと致します。
なお、取消料、変更料或いは結婚式・披露宴代金のお支払いに問題が発生した場合は、ご両家の申込者様が連帯してお支払いする取引とさせていただきます。

第8条 [取消料]

お客様が既に契約された結婚式・披露宴・会食会・会費制パーティー・フォトウェディングをお取り消しされる場合は、取消料を頂戴致します。その額は以下の通りです。但し、いずれの場合においても申込金は精算に充当致します。

ご披露宴前日より起算して：		取消料
取消日 が	150日目まで	申込金及び印刷物等の実費
	149日目以降 90日目まで	お見積額の20%まで 及び印刷物等の実費
	89日目以降 60日目まで	お見積額の30%まで 及び印刷物等の実費
	59日目以降 30日目まで	お見積額の40%まで 及び印刷物等の実費
	29日目以降 10日目まで	お見積額の45%まで 及び印刷物等の実費 並びにその他外注品等の解約料の額
	9日目以降 前日まで 当日	お見積額の45%まで 及び納品済の物品等の実費 並びにその他外注品等の解約料の額 お見積額の全額

上記にはサービス料及び税金は加算されません。

既に発注、その他手配が完了している別注品については、その実費を頂戴致します。実費精算については消費税を申し受けます。左記取消料に申込金は充当致します。
尚、当日キャンセルの場合、流用可能な未使用品代は取消料から控除致します。

第9条 [期日変更料]

お客様が既に契約された結婚式・披露宴・会食会・会費制パーティー・フォトウェディングの開催日を変更される場合は、期日変更料を頂戴致します。その額は以下の通りです。但し、いずれの場合においても申込金は精算に充当致します。

ご披露宴前日より起算して：		変更料
変更日 が	150日目まで	申込金の全額及び実費
	149日目以降 90日目まで	お見積額の20%まで 及び印刷物等の実費
	89日目以降 60日目まで	お見積額の30%まで 及び印刷物等の実費
	59日目以降 30日目まで	お見積額の40%まで 及び印刷物等の実費
	29日目以降 10日目まで	お見積額の45%まで 及び印刷物等の実費 並びにその他外注品等の解約料の額
	9日目以降 前日まで 当日	お見積額の45%まで 及び納品済の物品等の実費 並びにその他外注品等の解約料の額 お見積額の全額

上記にはサービス料及び税金は加算されません。
既に発注、その他手配が完了している別注品について、変更された開催日に使用されないものはその実費を頂戴致します。実費精算については消費税を申し受けます。上記変更料に申込金は充当致します。
尚、当日変更の場合、流用可能な未使用品代は取消料から控除致します。

第10条 [見積金額の定義]

取消料または期日変更料の算定は、最も新しい見積金額に準拠するものと致します。

第11条 [お客様に対する解約]

以下の場合は、挙式・披露宴を解約させていただきます。
① 法令及び公序良俗違反の恐れがある場合
② 他のお客様に迷惑のかかる恐れがある場合
③ 天災その他、当ホテルの責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合
なお、上記の場合の解約につきましては、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払は致しかねますので、予めご了承願います。

第12条 [損害賠償]

お客様、お客様のご招待者および関係者或いはお客様が直接依頼された業者は、ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷することのないよう十分ご注意ください。
万一、ホテルの施設、什器備品等に、破損、損傷を与えた場合は、お客様、お客様のご招待者および関係者或いはお客様が直接依頼された業者の方に、速やかに修理して頂くか、またはその修理・損害賠償金をご負担頂きます。

第13条 [禁止事項]

法令で禁じられている行為・公序良俗に反する行為・他のお客様に迷惑のかかる行為は禁止致します。
(例えば以下のような行為)
① 大音響を発生するものの持ち込み
② 盲導犬・介助犬以外のペットの持ち込み
③ 引火・発火の恐れのあるものの持ち込み
④ 悪臭を発生するものの持ち込み
⑤ 危険な行為
⑥ 備品などの移動、損傷、汚損
⑦ 使用目的以外の利用

第14条 [キャンペーン特典の取消]

キャンペーンでの結婚式・披露宴お申込みの際に、当ホテルが交付したキャッシュバック特典については、お客様が結婚式・披露宴を取り消される場合、ご両家の申込者様が連帯して当ホテルに返金していただくこととさせていただきます。

2021年1月1日

株式会社岩手ホテル&リゾート
(盛岡グランドホテル)